

## 「ジンジャー給与」で、 社会保険の報酬月額／等級を給与明細へ自動転記できる機能を実装 ～手作業で転記する際に発生し得る人的ミスの防止に～

クラウド型人事労務システム「ジンジャー」を提供しているjinjer株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:桑内 孝志)は、「ジンジャー給与」へ、給与明細のメッセージ欄にて社会保険の報酬月額／等級の情報を自動転記できる機能を6月19日(水)に実装したことをお知らせします。



jinjer 給与  
ジンジャー

### ジンジャー給与で、 給与明細へ報酬月額／等級を 自動転記できる機能を実装

— 2024年6月19日(水)リリース —



支給	基本給	役間手当	家賃手当	経費手当	地域手当	積立助手当
	445,000	10,000	20,000	15,000	5,000	5,000
	経支控除					
	500,000					

#### ■新機能の概要

事業主は、報酬月額の定時決定(※1)や随時改定(※2)があった場合、従業員へ通知する義務があります(※3)。

※1: 毎年4月～6月の報酬月額を基に、標準報酬月額の改定が行われること。

※2: 定時決定の算定月以後、報酬月額に大幅な変動(標準報酬月額の2等級以上)があった場合に、標準報酬月額の改定が行われること。

参考: [日本年金機構「厚生年金保険の保険料」](#)

※3: [日本年金機構「被保険者への通知」](#)

本機能実装で、「ジンジャー給与」の月変算定ができる機能にて、定時決定や随時改定がなされた後、従業員へその変更内容を通知する際に、給与明細のメッセージ欄にて、社会保険の報酬月額／等級の情報を自動転記できます。これにより、従業員ごとの報酬月額、等級を明細書にて通知することができるようになります。

#### ▶「ジンジャー給与」上で自動転記するイメージ

メッセージを一括反映するため設定画面にて、報酬月額に関連する差し込み変数(※)を予め設定することで、月変算定時の社会保険の報酬月額／等級の情報を自動転記できます。

#### ※差し込める変数一覧

処理月から見た当月、前月、前々月の以下データを差し込み変数として用いることができます。

- ・健康保険標準報酬月額
- ・健康保険等級
- ・厚生年金標準報酬月額
- ・厚生年金等級



▶給与明細で確認した際のイメージ

2024年06月分 給与支給明細書								
jinjer株式会社								
所属グループ	jinjer株式会社							
社員番号	jinjer001							
氏名	神社 太郎							
支給日	2024年07月25日							
メッセージ	今月の健康保険報酬月額は470,000円です。健康保険等級は29になります。							
支給	基本給	役職手当	家族手当	資格手当	地域手当	精進勤手当		
	445,000	10,000	20,000	15,000	5,000	5,000		
		総支給額						
		500,000						
控除	財形貯蓄	労働組合費	社宅家賃	食事代				
	25,000	3,000	30,000	20,000				
				雇用保険料	健康保険料		厚生年金保険料	
			3,000	23,500		43,005		

## ■「ジンジャー給与」とは

ジンジャー給与は、ミスなくスムーズな給与計算を実現する給与計算システムです。給与の自動計算はもちろん、従業員の人事情報や勤怠情報と自動で連携でき、給与に関わる情報の確認作業を正確な情報連携、給与計算によって大幅に削減します。

▶「ジンジャー給与」サービスサイト：<https://hcm-jinjer.com/payroll/>

## ■クラウド型人事労務システム「ジンジャー」とは

「ジンジャー」は、人事労務・勤怠管理・給与計算などの人事の定型業務から人事評価・eラーニングといったタレントマネジメントまで、1つにまとめて管理できるクラウド型人事労務システムです。

人事情報を1つに統合した「Core HRデータベース」によって、勤怠集計からの給与計算や、社会保険手続きに関する帳票類の入力といった定型業務の効率化・自動化を支援します。

また、それぞれのシステムのデータベースがつながっているため、データベースの自動反映や役割変更に応じた各システムへの権限変更の自動化などを実現します。

▶「ジンジャー」サービスサイト：<https://hcm-jinjer.com>

## ■会社概要

会社名 : jinjer株式会社  
所在地 : 東京都新宿区西新宿 6-11-3 WeWork Dタワー西新宿  
代表者 : 代表取締役社長 桑内 孝志  
URL : <https://jinjer.co.jp/>

【本件についての報道関係のお問い合わせ先】  
jinjer株式会社 広報室 (E-mail: [pr@jinjer.co.jp](mailto:pr@jinjer.co.jp))